

令和5年度 居宅訪問型保育事業者のための集団指導



令和5年7月3日(月)～8月31日(木)
相模原市こども・若者未来局
保育課

集団指導の位置づけ

認可外保育施設に対しては、定期的（年1回程度）な指導監査（立入調査）が必要ですが・・・



「認可外居宅訪問型保育事業者（ベビーシッター）」については、立入調査に代えて集団指導での対応も可能（令和2年3月31日付け局長通知）

（注）集団指導は、任意の研修等とは異なり、参加が必須の取組であることに注意！

相模原市の集団指導は



「講習受講」と「書面審査」にて構成

講習受講・・・遵守すべき基準（指導監査基準等）の理解等（本日の講習が該当）
書面審査・・・書類による基準への適合状況の確認（必要に応じて聞き取り確認も実施）





集団指導の結果、指導監督基準への適合等が確認された場合は、
「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付

無償化対象として事業を行うためには、
前述の証明書の取得が必要です。

令和6年9月末まで経過措置あり 経過措置終了後は証明書必須!!

指導監督基準について

相模原市認可外保育施設指導監督基準

- ・ 保育に従事する者の資格、非常災害に対する措置、安全管理等を始めとして、認可外保育施設が遵守すべき全22の事項を定めています。
- ・ 保育を取り巻く環境等を踏まえ、原則、毎年見直しを行います。
- ・ 個人を対象とした基準と団体を対象として基準があります。



令和5年度認可外居宅訪問型保育事業者集団指導のチェックシート

- ・ 指導監督基準への適合状況を確認するための調査票
- ・ 各確認項目について、評価基準が定められています。



安全・安心な事業を行うためには・・・

「指導監督基準の内容を十分に理解すること」

「基準を守った事業を実施すること」が必要です。

指導監督基準の主な内容について

令和5年度認可外居宅訪問型保育事業者集団指導のチェックシートの内容です。

第1 保育に従事する者の数及び資格(指導基準)

1. 原則、保育従事者一人に対して乳幼児1人

当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意している時には、例外として、これを適用しないことができる。

< 保護者の同意について >

契約書への記載や依頼メール等により確認できる記録を保存すると良いです。

2. 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者、又は保育に従事する者に関する研修を修了した者

< 保育に従事する者に関する研修 >

① 子育て支援員研修（地域保育コース）

https://poppins-education.jp/kosodatechien_kanagawa/

② 自治体を実施する認可外居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）

全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修

<http://www.acsa.jp/htm/training/index.htm#education>

指定保育士養成施設が実施する、全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

3. 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これらに紛らわしい名称で使用してはならない。

第2 保育室等の構造、設備及び面積(指導基準)

1. 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画。
2. 保育の実施に必要な備品等を備えるよう、保護者に協力を求めること。

第3 非常災害に対する措置/

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件(指導基準)

「防災ハンドブック」参照

火災や地震などの災害発生時における対応方法をあらかじめ検討し、実施すること。
(避難経路や消火用具等の場所の確認などを含む)

高層のマンションなどの避難の仕方や乳児を連れての避難に必要な物の準備など。

第5 保育内容(指導基準)

「保育所保育指針総則から抜粋」を参照

1. 保育内容

a、乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

乳幼児への適切な関わりについて理解するためには、「保育所保育指針」平成29年告示)を理解することが不可欠であること。

<重要>

一人一人の児童に対して、きめ細かくかつ相互応答的に関わることは、乳幼児にとって重要である。保育従事者にとって最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任である。

2. 保育従事者の保育姿勢等<重要>

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上

a、乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

b、保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。(研修の受講)

(2) 乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう乳幼児の人権に十分配慮すること。

P23:~人権擁護のために~記載があります。

<重要>

しつけと称するか否かを問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為です。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならない。(わいせつ行為も然り)

(3) 専門機関との連携

< 相談窓口・連絡先 >

緑子育て支援センター	042-775-8815
中央子育て支援センター	042-769-9221
緑子育て支援センター	042-701-7700

3. 保護者との連絡等

(1) 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて、保護者の理解と協力を得ることが乳幼児の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳またはこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育従事者からは預かり中の乳幼児の様子を、連絡し合うこと。

(2) 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

第6 給食(指導基準)

1. 衛生管理を適切に行うこと。

2. 食事内容等の状況

- ・食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。
- ・乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処理を行う。
- ・離乳食を摂取する時期の乳児についても、食後の状況に注意を払う。
- ・アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行う。

< 重要 >

誤食...本来飲み込まない者(コイン、電池など)を飲んでしまうこと。

誤嚥...食べ物が気道に入ってしまうこと。

第7 健康管理・安全確保(指導基準)

1. 預かり時、引き渡しの際、健康状態を観察する。

○預かり時...表情、皮膚の異常の有無や機嫌等の観察と保護者からの乳幼児の状態の報告を受けること。

○引き渡し時...預かり時同様の健康状態の観察をするとともに保護者へ乳幼児の状態を報告する。

* 連絡帳などを活用し、書面で確認できるようにするとよい。

また、保育中も気付いたことはこまめにメモしておく、振り返りに役に立ち、保護者に伝えることができるツールとなる。

2. 職員の健康診断

健康診断を1年に1回実施すること。

職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により、義務づけられている。

検査項目(労働安全衛生規則第44条、第46条)・昨年度集団指導及び書面審査(主な文書指導)P18に検査項目等記載があります。

調理、調乳にかかわる職員は概ね月1回検便を実施すること。

食事の提供を行う場合は、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じて、検便を実施する。

3. 感染予防のための対策を行うこと

預かる乳幼児と保育従事者の間での感染の防止を念頭におくこと。
保育従事者自身の体調管理、預かる乳幼児の体調把握に努めること。

4. 乳幼児突然死症候群に対する注意<重要>

睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状況をきめ細かく観察すること。

0歳児は5分毎、1～2歳児は10分毎を推奨

乳児を寝かせる場合には、あおむけに寝かせること。

仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学的理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、保護者に確認するなどの配慮が必要である。

* 睡眠チェック表(本研修通知に同封しました。)

5. 安全確保<重要>

安全計画の策定、職員周知、研修、訓練、取組を保護者へ周知【義務化】

児童の安全確保に配慮した保育を行うこと。

事故防止の観点から、危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、訓練を実施すること。

賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一に備えること。

事故発生時には速やかに、当該事実を都道府県等に報告する。

事故の状況及び事故に際して採った処理について記録する。

死亡事故等の重大事故が発生した場合、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

改正事項あり

安全計画策定義務化：詳しくは居宅訪問型保育事業にかかる指導監督基準の一部改正について

< 重要 >

保育を始める前に窒息の可能性がある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないか、子どもが出入りする場所に危険はないか安全点検を行う。

「安全チェックリスト」参照

ケガや急病等における応急手当の方法

救命救急研修の定期的な受講

ヒヤリハットの活用

「ヒヤリハット」の活用

事故報告は死亡事故又は全治30日以上 of ケガについて報告書を作成し、保育課に提出

「事故報告様式」にて報告

第8 利用者への情報提供(指導基準)

1. 提供するサービス内容を提示する。

- ・届出対象施設は、基準のa～nの内容について、提示が義務づけられている。

児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的にする施設については書面等の提示などの方法が考えられる。

2. サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付をしなくてはならない。

3. サービスの利用予定者から申込があった場合の契約内容等の説明

居宅訪問型保育事業にかかる指導監督基準の一部改正について

基準 第5.安全確保 a・b・c追加事項

- ▶ a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。
- ▶ b 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的実施しているか。
- ▶ c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。

令和5年4月1日
より
「安全計画」の
策定が義務付け
されました。

安全計画見本、厚生労働省事務連絡参照

昨年度集団指導及び書面審査(主な文書指導)

- ▶ 令和4年度実施の集団指導及び書面審査で主な文書指摘は下記のとおりです。

- ▶ **基準 第7-2a「職員の健康診断」**

職員の健康診断を1年に1回実施してください。

労働安全衛生規則に基づく、健康診断の検査項目は次のとおりです。

既往的及び業務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 胸部X線検査及び喀痰検査
血圧の測定 貧血検査(血色素量・赤血球数)
肝機能検査 (AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GTP)
血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド)
血糖検査 尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査) 心電図検査

注意!!

「特定健康診査」は、一部必要な検査項目を満たさず、文書指導となります。
受検前に検査項目を確認してください

昨年度集団指導及び書面審査(主な文書指導)

▶ 基準 第7-2 b 「腸内細菌検査(検便)の実施について」

調理、調乳に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施することとされているので月1回検便を実施、検査結果を確認の上、調理、調乳を行ってください。

✕ 調理や調乳を実施していたが、概ね月1回の検便検査を実施されていない。

▶ 基準 第7-5 d 「安全確保について」

事故発生時に適切な救命処置が行えるよう、**実技講習**を定期的に受講してください。

1年に1回は必ず**実技講習**を受講して下さい。

文書指導です。
提供する前に、必ず検便検査を受けてください！！

講義のみの受講は、文書指導です。
心肺蘇生法・AEDの使い方異物除去など
実技講習を受けてください。
1対1の保育となりますので、緊急時に適切な対応が取れるようにしてください。

昨年度集団指導及び書面審査(主な文書指導)

▶ 基準 第8-1「施設及びサービスに関する内容の提示」

次の14項目を全て、利用者に提示する必要があります。

設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名

事業所の名称及び所在地 事業を開始した年月日

保育提供可能時間

提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由

利用定員 設置者の資格(保育士・看護師)の保有状況

設置者の研修の受講状況

保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(提携している場合は)提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項

設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けた否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

市HPに、提示等する項目を1枚にまとめた参考様式を掲載していますので、ご活用ください。

事業所の所在地(設置者の住所)を記載する項目があります。個人情報が含まれるので、全ての項目をHP等へ掲載する必要はありませんが、

利用者へは、14項目全てを提示してください。

事業所名(施設名)や事業開始年月日の誤り多数。

設置届の控えを参照しながら、作成してください。

昨年度集団指導及び書面審査(主な文書指導)

▶ 基準 第8-2「サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付」

次の8項目を全て、利用者に書面等により交付する必要があります。

設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

事業所の名称及び所在地

事業所の管理者の氏名及び住所

当該利用者に対し提供するサービスの内容

保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容

利用者からの苦情を受け付ける連絡先

書面等による交付について、
契約内容をメールで送信して
いる場合も、可としています。
書面審査では、交付した内
容・記録等の控えを提出いた
だきますので、必ず保管く
ださい。

昨年度集団指導及び書面審査(主な文書指導)

▶ 基準 第9-1 「利用乳幼児に関する書類等の整備」

次の7項目を全てが確認できる書類を備えておく必要があります。

利用乳幼児氏名

利用乳幼児の保護者氏名

利用乳幼児の生年月日

利用乳幼児の健康状態

利用乳幼児の保護者の連絡先

利用乳幼児利用記録

契約内容等が確認できる書類

×月齢のみの把握は、口頭指導です。
必ず生年月日を確認し、記録してください。

健康状態の確認ポイント
アレルギー有無
疾患有無 服薬状況
利用直前・利用中・引渡しの体調
緊急時に対応できるよう確認してください。

虐待や不適切保育に関する国の動きについて

昨年来の多数の保育所等で虐待や不適切保育に該当する事案が確認されたことに伴い、国は、令和4年12月27日付で事務連絡「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について」を发出し、保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設の状況や、各自治体等における不適切な保育への対応の把握すべく実態調査を行いました。（全国認可外施設における調査結果は下表のとおり）

【全国の認可外保育施設における不適切な保育の事実が確認された件数】

分類	子ども一人一人の人格を尊重しないかわり	物事を強要するなかかわり・脅迫的な言葉かけ	罰を与える・乱暴なかかわり	子ども一人一人の育ちや家族環境への配慮に欠けるかわり	差別的なかかわり	その他	合計
認可外保育施設	54	52	46	15	15	19	201

調査結果からは、不適切保育に該当する行為の捉え方に差があることが確認された。



国から令和5年5月12日付で

「保育所等における虐待等の防止及び発生の対応等に関するガイドライン」

が示され、「不適切な保育」等の定義が明確化された。

「保育所等における虐待等の防止及び発生の対応等に関するガイドライン」の定義

区分	内容
	<p><u>こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えるかかわり</u></p> <p>(虐待等と疑われる事案までは至らない)</p>
<u>不適切な保育</u>	「虐待等」と疑われる事案
<u>虐待等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体的虐待」、「性的虐待」「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為 ・「虐待」に加え「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 <p>児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義</p>

これまで「不適切な保育」とは、全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の次の5つのカテゴリーとされていた。

子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり	一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり
物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ	差別的なかかわり
罰を与える・乱暴なかかわり、	

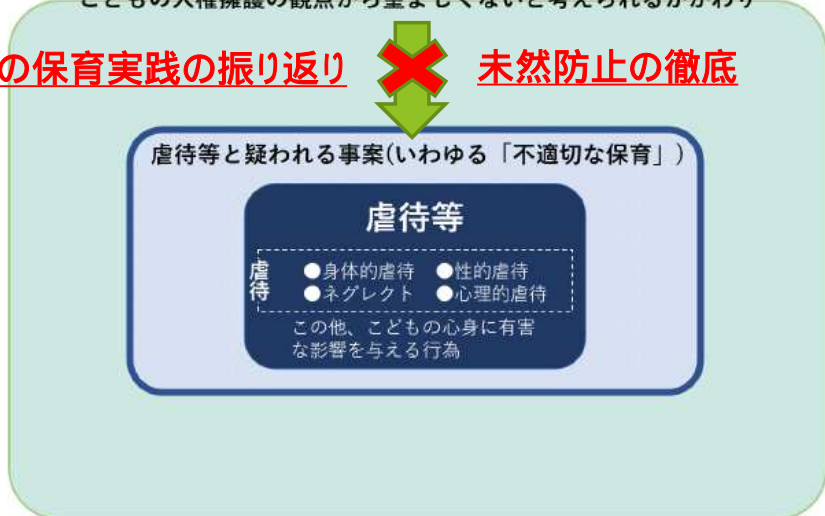
しかし、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とまでは、言えない事案も含まれることから新たなガイドラインでは、「不適切な保育 = 虐待等と疑われる事案」との定義に見直された。

保育所等における虐待等の防止及び発生への対応等に関するガイドライン(抜粋) 別紙2

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

日々の保育実践の振り返り **未然防止の徹底**



「考え方」を明確化

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えるかかわり

不適切保育
(虐待等と疑われる事案)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

この段階での未然防止が重要積極的に市へ相談

市へ速やかに相談

フローチャート

(1) より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等(ガイドラインのP10~)

・こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているか、より良い保育に向けた振り返りを行う

(2) 虐待等に該当するかどうかの確認(ガイドラインP14~)

こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合、虐待等に該当するのではないかと思うような事案と感じた場合などに行う

虐待等と疑われる事案(不適切な保育)であると保育所等として確認

(3) 市町村等への相談(ガイドラインP15~)

虐待等には該当しないと保育所等として確認

(4) さらにより良い保育を目指す(ガイドラインP17~)

日々の保育実践の振り返り

例えば「セルフチェックリスト(全国保育士会)」の活用

(重要)
未然防止の徹底

未然防止の徹底について

保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)や幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)において、こどもの生命の保持や情緒の安定を図ることを求めている。こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等において、虐待はあってはならず、保育所等において改めて虐待の発生防止を徹底することが求められています。

その際、初めは虐待や不適切な保育に至らない事例であっても、人権擁護の観点から望ましくないと考えるかかわりが認められる場合は、その段階で改善し未然防止することが必要です。

未然防止に当たっては、日々の保育実践における振り返りを行い、こどもの人権・人格の尊重に意識を向けることが重要です。

▼

振り返りに、当たっては、例えば「セルフチェックリスト(全国保育士会)」活用し、こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられる事例かどうか確認してください。



～ こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられる事例～

保育実践の中で振り返りを行い改善の確認が必要な項目

良くないと考えられるかかわり(例)	ポイント
苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。たとえば、「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかけると良いでしょう。
登園が遅い、服が汚れている、お風呂に入っていない、提出物の遅れ等の際に、子どもに「また君のお母さん忘れたの。いつも忘れて困るね。」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの。」など否定的な言葉がけをする。	子どもや家庭の置かれている現状はさまざまです。保護者を否定されることで、子どもは自身の存在も否定されている気持ちになります。保護者を否定するようなことは、子どもに対して伝えないようにしましょう。
いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。	性別を理由に注意することは、差別的なかかわりです。一人ひとりの違いを認め、かかわりましょう。

これからの予定

- ▶ 受講の後（8月31日まで受講できます。）

受講済みの手続き

令和5年度認可外居宅訪問型保育事業者集団指導のチェックシートの回答添付書類も忘れずをお願いします。 最終〆切：9月29日(金曜日)

チェックシートと添付書類は順次確認を進めますが、場合によっては来庁によるヒアリングを実施します。（対象者となる方には連絡します。）

指導監督結果送付します。結果通知に文書指摘事項や口頭指摘事項がある場合は、改善結果報告書の提出が必要です。

毎年行う事項

- ▶ 4月 運営状況報告書の提出
- ▶ 7月～8月集団指導の受講と認可外居宅訪問型保育事業者集団指導のチェックシート及び添付資料の提出
- ▶ 10月 認可外保育施設入所児童等報告書（10月）

報告が必要な事項

- ▶ 事故報告 : 発生後速やかに報告する。（第一報は、事故発生後速やかに報告）

毎年受ける研修等

- ▶ 毎年度研修の受講
- ▶ 救命講習等を受講
- ▶ 健康診断の受診
- ▶ 賠償責任保険への加入
- ▶ 調理・調乳をする場合は、細菌検査

月1回



令和5年度の集団指導は以上です。

今後も適正な運営を行うようお願いいたします。

～運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について本市の指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようになしてください。～